

中山中学校新校舎の見学会を開催します

昨年7月から工事を進めてきた中山中学校新校舎が間もなく完成を迎えます。次の日程で見学会を開催しますので、新しくなった中学校を是非ご覧ください。

- 期 日 12月27日(日)
- 時 間 午前10時～午後3時
- 場 所 中山中学校新校舎
- その他留意事項
 - ・校舎には、昇降口よりお入りください ・内履きをご持参ください
 - ・お車でお越しの際は、西側出入口のご利用をお願いします



※お問い合わせ先 教育課学校施設整備G ☎662-5435

避難行動要支援者名簿登録のお願い

町では災害発生時における配慮を要する者【要配慮者(※1)】のうち、自ら避難することが困難で支援を要する者(避難行動要支援者)を把握するために、避難行動要支援者名簿を作成します。

「災害対策基本法」及び「中山町地域防災計画」で示されている下記の方々については、避難行動要支援者名簿への登録が町に義務づけられています。

- ①75歳以上のみの世帯に属する者、②身体障害者手帳1級・2級所持者(心臓のみ、じん臓機能障害のみで該当のものを除く)、③療育手帳A所持者、④精神障害者保健福祉手帳1級所持者、⑤要介護認定3以上の者、⑥①～⑤以外の避難支援を希望する要配慮者

上表の⑥の、避難行動要支援者名簿への登録を希望される方は、民生委員または健康福祉課福祉Gまでご連絡願います。

※1 要配慮者：高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、妊産婦、乳幼児・児童、日本語に不慣れな外国人等で次のような状態にある方など

- 自分の身の危険を察知できない、もしくは困難な人
- 身の危険を察知できても救助者に伝えられない、もしくは困難な人
- 危険を知らせる情報を受け取ることができない、もしくは困難な人
- 危険を知らせる情報を受け取っても、対応・行動ができない若しくは困難な人
- 災害時(避難準備情報発表から平常の生活が回復するまでの間)被災地で生活する際に何らかの配慮が必要な人

なお、避難行動要支援者名簿登載者の内、本人の同意のある方は、予め、避難支援等関係者(※2)に町が避難行動要支援者名簿を提供し、迅速な避難支援に役立てられます。

同意の確認について、後日、個別にご案内いたします。

※2 避難支援等関係者：町内会、自治会、消防機関、警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織、その他の避難支援等の実施に携わる関係者

※連絡・お問い合わせ先 健康福祉課福祉G ☎662-2673

税金に関するお知らせ

※お問い合わせ先

税の控除について 住民税務課税務G ☎662・2112

認定申請について 健康福祉課福祉G ☎662・2456

【障害者控除対象者認定書の交付について】

65歳以上の方は所得税法等の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている方のほか「障害者に準ずる者等」として町長の認定を受けている方についても、所得税等申告時の障害者控除の対象とされています。

この「障害者に準ずる者等」としての町長の認定」による税法上の障害者控除を受けるには、健康福祉課(保健福祉センター内)に申請し、「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることが必要です。

12月31日現在で要介護2以上の認定を受けている方は障害者控除の対象となる場合がありますので、認定書が必要な方は、健康福祉課で申請してください。なお、平成27年12月31日現在の認定書は、平成28年1月4日以降の交付になります。

【おむつ代の医療費控除について】

おむつ代が医療費の控除の対象として認められるためには、1年目の所得

固定資産税「償却資産」の申告書の送付について

※お問い合わせ先

住民税務課税務G ☎662・2112

事業主・農業経営の皆さんへ

町内に「償却資産」を所有している方及び町内事業所などに、償却資産申告書を12月20日に送付します。

【償却資産】の所有者には、毎年1月1日に所有する資産を、資産の所在する自治体に申告する義務があります。申告の手引きを参考に、次の受付期間中に申告してください。

申告が必要であるにも関わらず申告書が届かない場合には、ご連絡ください。

●申告受付期間 平成28年1月4日(月)～2月1日(月)

●申告受付場所 住民税務課税務G 役場1階5番窓口(郵送可)

「健康づくりのための料理講習会」参加者募集

※お申込み・お問い合わせ先

食生活改善推進協議会事務局 健康福祉課健康づくりG ☎662・2836

町食生活改善推進協議会では、生活習慣病を予防し、町の健康づくりを推進するために料理講習会を行います。

●日時 平成28年1月21日(木) 午前9時30分～午後1時頃まで

申告の際に、寝たきり状態であること及び治療上おむつの使用が必要であることについて医師が発行する「おむつ使用証明書」と「おむつ代の領収書」の提出が必要です。

なお、2年目以降の所得申告の際は、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代わり、介護保険法に基づく要介護認定資料(主治医意見書等)で寝たきり状態等が確認できれば、医療費控除が認められる場合があります。この場合、健康福祉課(保健福祉センター内)にて「おむつ代の医療費控除証明書」を発行しますので、所得申告の前に健康福祉課までお問い合わせください。

豊田地区農業集落多目的集会施設の長期休館のお知らせ

※お問い合わせ先

産業振興課産業振興G ☎662・2114

豊田地区農業集落多目的集会施設の改修工事を実施するため、当該施設を次のとおり休館いたします。

●ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

●休館期間 1月から2月末まで

●場所 町保健福祉センター
●内容 健康講話・調理実習・味噌汁の塩分測定

●対象者 40歳～70歳の町内在住の方
●募集人数 20名程度 ●参加費 200円
●持ち物 筆記用具、三角布(バンダナ等)、エプロン、味噌汁100cc、動きやすい服装
●申込方法 12月15日～28日まで電話で申し込んでください。

入札参加資格審査申請について

※お問い合わせ先

建設課下水道管財G ☎662・2115

平成27・28年度中山町入札参加資格審査申請の追加受付を開始します。

町が発注する建設工事及び測量・コンサル等、物品の納入及び業務委託の入札に参加を希望される方や中山町小規模工事等受注登録を希望される方は関係書類を提出してください。

●建設工事及び測量・コンサル等
◇提出書類 町公式ホームページ「平成27・28年度 入札参加資格審査申請要領」(建設工事及びコンサル等)を参照。(様式は、山形県公契連統一様式)

●受付期間 平成28年2月1日(月)～29日(月)
●物品・業務委託及び中山町小規模工事等受注登録は、随時受け付けております。